

令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業実施要綱

令和5年10月19日5保医感一第703号

(目的)

第1条 この要綱は、都内医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）を円滑、適切かつ確実に受け入れる体制を確保するために整備する設備等の費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この要綱に基づき、都は、以下のとおり事業を実施する。

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行う医療機関において、入院患者に対する医療を提供するために、必要な医療資器材等についてあらかじめ整備することで、新型コロナウイルス感染症患者等に対する医療提供体制の強化を図る。

(2) 対象施設

都内病院

ただし、入院病床を有し、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）に基づく保険診療を行う医療機関に限る。

(実施期間)

第4条 第3条に掲げる各事業の実施期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

(事業の決定)

第5条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。